



お知らせ

コロナワクチン接種の
予約はお早めに

●初回接種（1・2回目）、追加接種（3回目）を希望する人

7月から接種機会が限られます。お早めにコールセンターまたは予約サイトから予約してください。

●3回目の接種券が手元に届いた60歳以上の人

事前に接種日を割り当てていません。早めに通知をご確認ください。
■問い合わせ 市新型コロナワクチン接種コールセンター（☎ 0120-40-10-63、平日午前9時～午後6時）

ワクチン接種
予約サイト



児童手当の現況届提出が
原則不要になります

制度改正により、本年度から現況届の提出が原則不要になります。提出が必要な一部対象者には個別に通知しますので、忘れずに手続きをしてください。

■提出期限 6月30日(金)

■提出方法 次のいずれかの方法で提出 ①マイナンバーカードを利用した電子申請、②郵送、③お

住まいの地域の本庁または各総合支所窓口へ直接提出（新型コロナウイルス感染拡大防止のため、①または②の方法を推奨します）

■問い合わせ 本庁こども家庭課 家庭福祉係（☎ 34-1585）

出掛けるときは
鍵をしっかりと掛けましょう

6月は「鍵かけ実践推進月間」です。大切な命や財産を守るため、しっかりと鍵を掛けましょう。

▶鍵掛けを習慣にしましょう

被害に遭った住宅の多くが、鍵を掛けていませんでした。侵入窃盗は、犯人と鉢合わせして凶悪事件に発展する恐れがあります。家族で鍵掛け習慣を付けましょう。

▶短時間でも鍵掛けを

ごみ出しや近所への外出、自動車から離れるときなど、短時間で戻る場合も必ず鍵を掛けましょう。

■問い合わせ 市防犯協会（本庁生活環境課生活安全係内・☎ 34-2342）

電気柵の設置経費を補助
します

シカ、イノシシなどの有害獣から農作物を守るため、電気柵を設置する経費の一部を補助します。

詳しくはお問い合わせください。

■対象者 個人

■対象経費 市内の農地などに設置する電気柵資材費

■補助率 経費の2分の1以内（上限5万円）※千円未満切り捨て

■問い合わせ・申請先 市鳥獣被害防止総合対策協議会（本庁農地林務課農村保全係内・☎ 34-1764）

経営所得安定対策の
交付申請は6月30日まで

水田農業などに携わる農家の皆さんの経営を安定させるため、交付金を交付します。

■対象 転作作物や畑作物（麦、大豆、ソバ、菜種）を作付けし、販売する農家

■申請方法 5月下旬に市農業再生協議会から送付した交付申請書を、同封した「申請のご案内」により提出。※異動申告書・共済細目書などで転作作物を販売しないと申告した場合などは、申請書類を送付していません。ご不明な点はお問い合わせください

■申請期限 6月30日(金)

■問い合わせ 東北農政局岩手県拠点（☎ 019-624-1129）、本庁農政課農産係（☎ 34-1583）

子宮がん検診を
受けましょう

子宮頸がんは、20歳代から増え始め、30～40歳代に急増します。妊娠をきっかけにがんが見つかることも珍しくありません。

2年度、市の子宮がん検診を受けた3,817人のうち、25人に子宮頸がんや前がん病変が見つかり、その6割が30歳代でした。

このがんは自覚症状がほとんどありません。2年に一度、検診を受けることが早期発見につながり、治療することで、妊娠・出産も可能です。

■対象 4年度中に年齢が偶数になる20歳以上の女性

■その他 4年度中に20歳になる人は無料。昨年度検診を受けていない場合は、4年度に年齢が奇数になる人も受検可

■問い合わせ 本庁健康増進課健康づくり係（☎ 34-2903）、各総合支所健康増進担当

犬と猫のマイクロチップ
装着が義務化されました

法律改正により、6月から犬猫等販売業者に犬と猫へのマイクロチップの装着とマイクロチップ情報の登録が義務化されました。マ

イクロチップを装着した犬と猫を新しく家族に迎えた飼い主も、登録情報の変更手続きが必要になります。忘れずに登録をしましょう。

■問い合わせ（公社）日本獣医師会（☎ 03-6384-5320）

※本紙に掲載している記事については、新型コロナウイルス感染症対策などのため、中止や延期、内容が変更となる場合があります。市が主催・共催する事業の最新情報は、市ホームページでお知らせします。

狩猟免許の取得経費を補助します

新たに狩猟免許を取得し、有害鳥獣の捕獲にご協力いただける人を対象に、経費を補助します。詳しくはお問い合わせください。

■対象者 市内に住所がある人で、次のいずれかに該当する人

▶銃猟免許…新たに「第一種銃猟免許」と「猟銃の所持許可」を取得し、市鳥獣被害対策実施隊で有害鳥獣被害対策事業に従事する人

▶わな猟免許…新たに「わな猟免許」を取得し、市鳥獣被害対策実施隊で有害鳥獣被害対策事業に従事する人

■対象経費

対象経費	補助率 ※千円未満切り捨て
狩猟免許の取得経費	
猟銃等所持許可証の取得経費	経費の10分の10以内
狩猟者登録に必要な経費	
猟銃などの購入費用	経費の2分の1以内(上限10万円)
わなの購入費用	経費の2分の1以内(上限5千円)

■申請方法 領収書を準備の上、問い合わせ先に相談

■申請期限 5年1月31日(金)

■問い合わせ・申請先 市鳥獣被害防止総合対策協議会（本庁農地林務課農村保全係内・☎ 34-1764）



広告

広告